

# 将来につなぐ持続可能なまちづくり

## 立地適正化計画に関するQ&A

令和8年7月1日更新

本計画を策定するにあたり、よくあるご質問について回答します。

立地適正化計画を策定することで、具体的に何が変わるのか。

本計画では、拠点となる場所やその役割など、目指すべき都市構造を明確にした上で、都市機能や居住の誘導区域を設定します。

誘導区域が公表されると、誘導区域外の一定規模以上の住宅開発や誘導施設の建築などの際に届出義務が発生します。

誘導施設や住宅は強制的に誘導区域内に集約されるのか。

誘導区域内への集約を強制するものではありません。  
本計画は約20年後を目標年次としており、時間軸を持ってゆるやかな誘導が図られるよう、様々な誘導施策を検討します。

また、『誘導』の概念として、既存施設等の維持や持続の視点も含まれています。

人口減少を前提としているが、人口を増やす努力はしないのか。

第3次薩摩川内市総合計画では、雇用の創出、子育て環境の改善、市外からの移住定住の推進など、人口減少を防ぐための施策を進めることとしています。

本計画では、そういった施策と連携しながら、暮らしやすい生活環境が持続的に保たれるような都市構造を目指していきます。


計画を策定する際に参考とした都市はあるか。

令和7年12月31日時点で、本計画を作成・公表している市町村は650都市ありますが、都市ごとの環境や課題によって考え方も様々なことから、特に参考としている都市はありません。


本市における最適な考え方を整理することが重要だと考えています。




祁答院地域や甕島地域での区域設定がないのはなぜか。




本計画の対象区域が、法律上で都市計画区域と定められているためです。ただし、様々な分析は市全域を対象に行っております。




届出をしなかった、または虚偽の届出をした場合に罰則はあるか。




都市再生特別措置法に基づき、30万円以下の罰金に処せられます。ただし、都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止に係る届出は、罰則はありません。




計画の見直す頻度は。



立地適正化計画は概ね5年ごとに、施策の実施状況の調査・分析・評価を行うよう努め、必要に応じて計画を見直すこととされています。この見直しに伴い、誘導区域（届出の対象区域）や誘導施設が変更となる場合があります。変更となる場合は、その都度、広報誌やホームページ等で事前にお知らせいたします。



誘導区域の範囲はどこで確認できるのか。



本計画の誘導区域は、「薩摩川内市地図サービス」でご確認いただけます。

- ・ URL : <https://www.sonicweb-asp.jp/satsumasendai/>
- ・ 確認方法：上記URLにアクセスし、表示テーマを「立地適正化計画」に設定